

「クラゲネット管理マニュアル」作成しました！！

毎年夏になると、海洋危険生物による刺咬症被害が多発し、7月と8月に集中します。例年200～400件程度の被害が報告されており、昨年(H21)も248件の報告がありました。中でも、ハブクラゲによる被害は全体の約50%（119件）を占めます。

ハブクラゲの被害に遭わないためには、ハブクラゲ侵入防止ネット（クラゲネット）が設置されている海水浴場で遊泳することが重要です。平成15年～21年の被害の統計では、ハブクラゲによる被害の約8割がクラゲネットの外、またはクラゲネットが設置されていない海岸での被害です。一方、2割の被害は安全なはずのクラゲネット内で発生しています（図1）。

クラゲネット内で被害が発生する原因の一つとして、クラゲネットの管理上の不備が考えられます。平成20年～21年に当研究所が行ったクラゲネットの管理状況調査では、多くの海水浴場で、ネット破損などの管理不備を確認したところがあります（図2）。クラゲネットの管理が不十分だった場合、多くの遊泳者が被害に遭う危険性があります。当研究所では、県内の海水浴場が適切なクラゲネット管理ができるよう「ハブクラゲ侵入防

止ネット管理マニュアル」を平成21年7月に作成し、関係者に配布するとともにホームページ上でも入手できるように公開しました（図3）。マニュアルには、日常管理の方法など海水浴場管理者に必要な情報を記載しております。関係者に対してはクラゲネットの適切な管理ができるよう指導しているところです。

これからの季節、海を楽しむ機会が増えますが、安全に海を利用するためにも十分な対策をして出かけるようにしましょう。 【衛生科学班】



図2. 破損しているクラゲネット

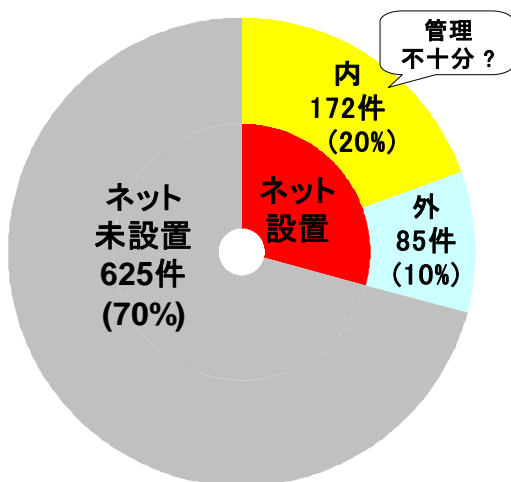


図1. クラゲネット内外別にみたハブクラゲ被害発生件数 (H15-H21)



図3. クラゲネット管理マニュアル

クラゲネット管理マニュアルは下記のアドレスから入手できます ↓↓↓

<http://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/eiken/eisei/documents/manyuaru.pdf>